

令和元年11月13日  
公共施設対策特別委員会 資料

---



# 公民館のコミュニティセンター化 及び自主運営の実施について

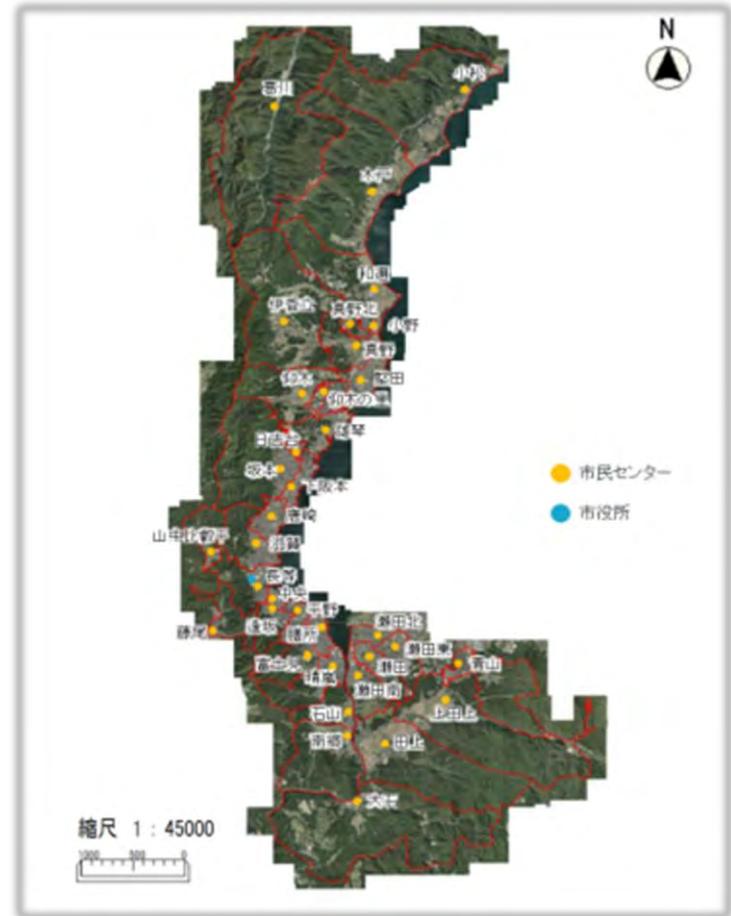
令和元年11月  
大津市

# 目次

- 1 はじめに .....P3
- 2 公民館のコミュニティセンター化について .....P12
- 3 コミュニティセンターの自主運営について .....P25



# 1 はじめに



## はじめに

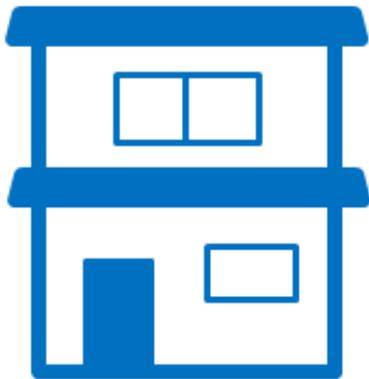
大津市の市民センターは、地域コミュニティの拠点として、現在、1学区1市民センターを設置しています。

今後、地域における課題やニーズが多様化、複雑化する中、地域課題を住民自らが解決していく必要性が高まってきています。

そのため、生涯学習の拠点としての公民館機能は残しつつ、地域コミュニティの活動拠点として市民センターをより活用していくため、公民館のコミュニティセンター化と地域による自主運営に取り組み、**住民自治の確立されたまちづくりを推進**します。

# 市民センターとは？

## 4つの機能



### 支所機能

証明書発行、届出、公共料金支払、行政相談



### 公民館機能

貸館や各種講座の開催など地域の学びの場



### 地域自治機能

地域団体の活動拠点や地域団体間の連絡調整



### 防災機能

平時の防災拠点や災害時等の避難場所

# 市民センターとは？



## 支所機能



住民票、戸籍謄抄本、  
印鑑証明書、所得証明書  
などの発行



出生届などの戸籍の届出、  
転出入の届出、税の申告、  
保険や年金、福祉などの届出  
の受理



市・県民税、固定資産税、  
国民健康保険料、保育料、  
水道料金などの支払の取扱



保険や年金、福祉サービ  
スに関する相談の対応

# 市民センターとは？



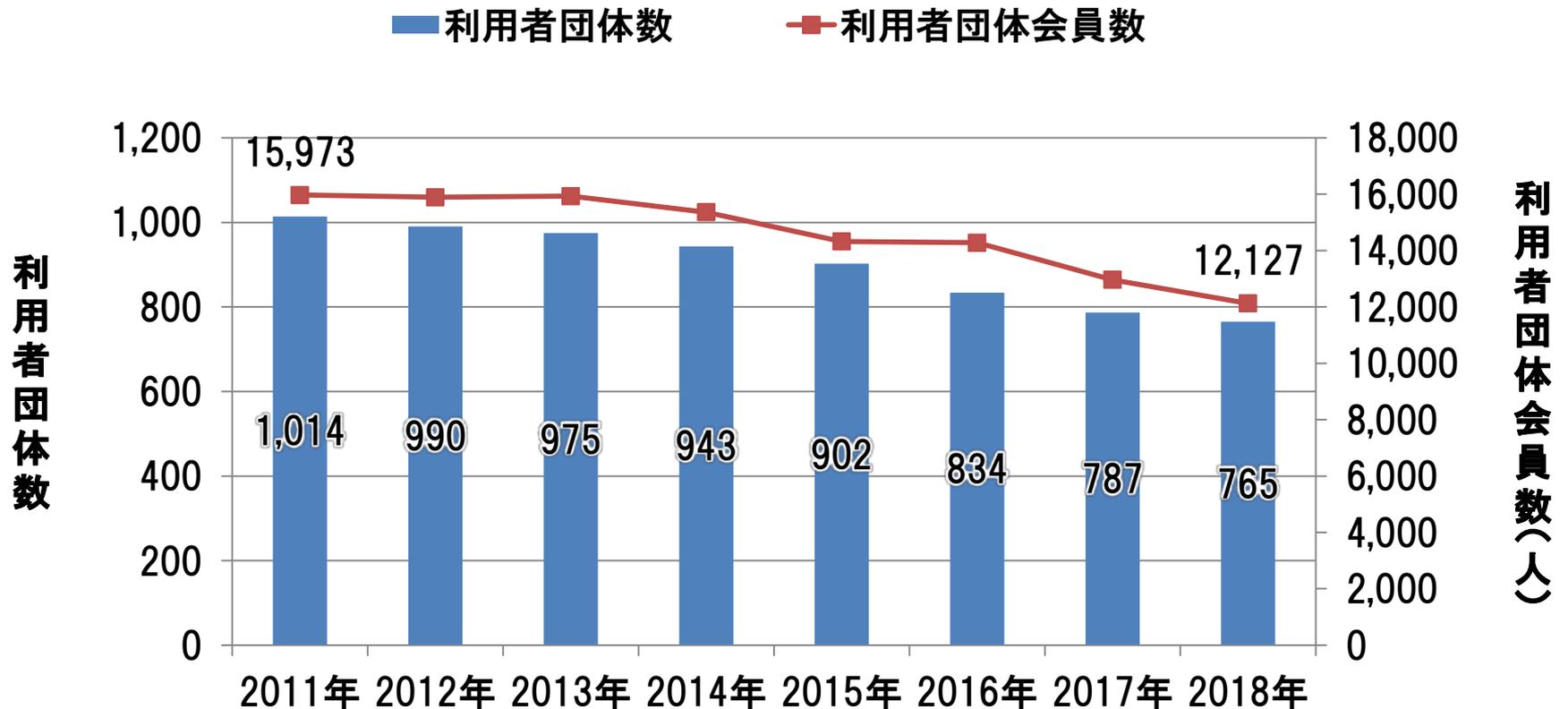
## 公民館機能

- ・定期講座の開設
- ・ホールや会議室などの貸し出し
- ・公民館事業等の情報発信
- ・各種団体等の連絡調整



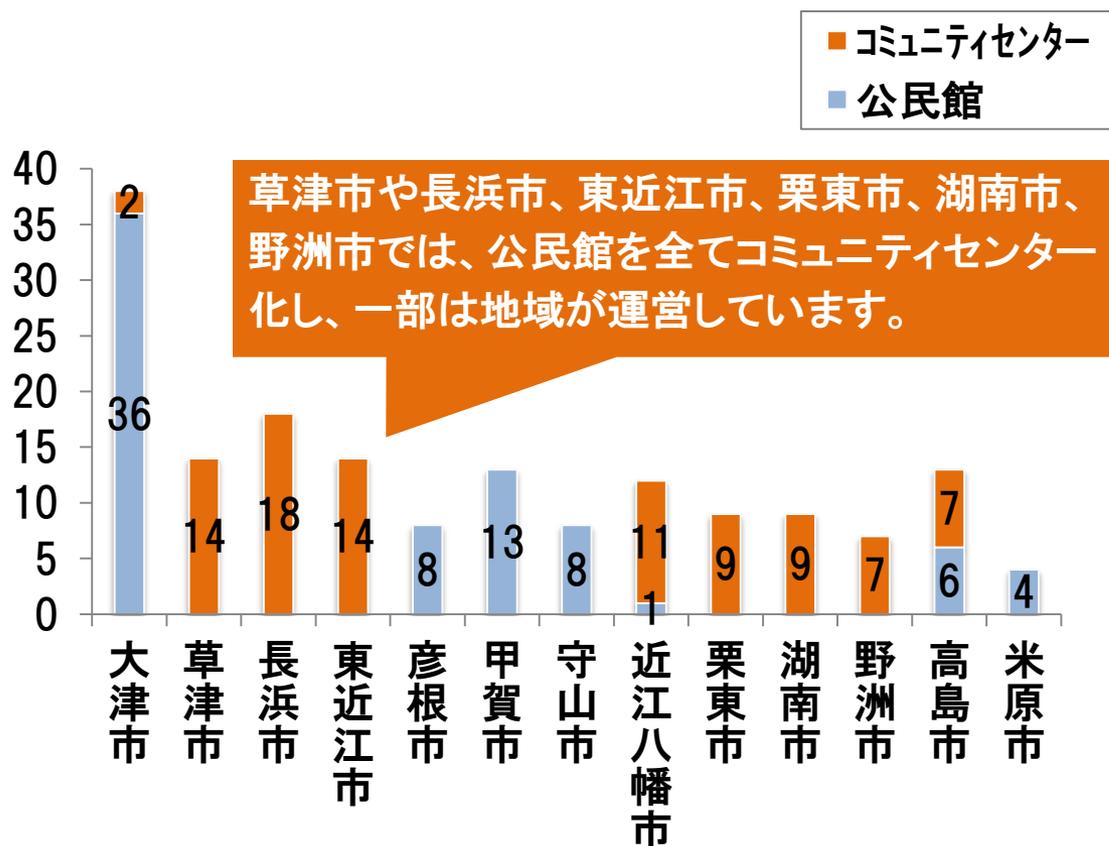
# 公民館の利用者団体数の推移

高齢化等により、利用者団体数、利用者団体会員数はともに**減少傾向**

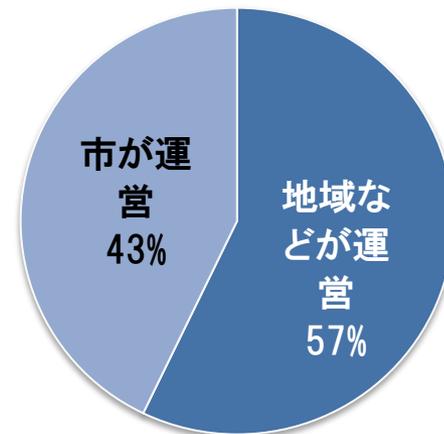


# 県内他都市のコミュニティセンターと運営の状況

## 県内他都市のコミュニティセンターの状況



## コミュニティセンター管理方法 (県内91施設)



地域住民が運営するコミュニティセンターが増えています。

※平成29年4月時点

## 今まで

身近な行政窓口と地域活動の拠点として、市民センターを整備



施設の老朽化、少子高齢化の進行による人口構造の変化、  
新しい市民ニーズへの対応、社会保障費の増加、証明書発  
行件数等の減少、公民館のコミュニティセンター化

大津市や市民センターを取り巻く環境が大きく変化

# 市民センターのあり方 検討の目的

## 住み続けたいまち大津の実現

### 持続可能なまちづくり

市民センターのあり方を見直し、必要な事業に予算や人員を集中することで、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現する。

支所機能の見直しについては1年延期

### 住民自治の確立

多様化する地域課題を、地域で解決できる仕組みづくりを行い、住民自治の確立された魅力あるまちづくりを実現する。

コミュニティセンター化と自主運営



2  
公民館の

コミュニティセンター化について

# 公民館の現状

公民館は、社会教育法の規定に基づいた社会教育施設として設置しています。

## 事業内容

1. 定期講座の開設
2. 討論会、講習会、展示会等の開催
3. 図書、資料等を備え、その利用を図る
4. 体育、レクリエーション等に関する集会
5. 各種の団体、機関等の連絡
6. 住民の集会その他の公共的利用



# 大津市のコミュニティセンター の設置目的

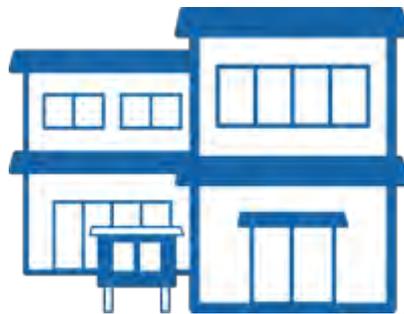
## コミュニティセンター設置の目的

まちづくり・地域交流の拠点 + 生涯学習の拠点

### 求められる役割

様々な人材の発見・  
発掘が出来る場所

地域の抱える課題を  
解決する場所



地域住民が気軽に  
集い、学べる場所

住民同士の助け合いが  
生まれる場所

## 住民自治の確立

# 多様化する地域・住民ニーズへの対応



多様化するニーズ

- 住民ニーズに合った収益性のあるイベントを行いたい
- 地域づくりにつながるバザーをしたい
- 住民間の交流促進のための懇談会を開きたい
- 放課後の学習の場として利用したい など

これまでの生涯学習の場に加え、新たなニーズに対応した、住民にとってより使いやすい活動拠点が必要

社会教育施設から  
コミュニティ施設へ

公民館の  
コミュニティセンター化

# 公民館とコミュニティセンターの比較

項目	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期講座の開設</li> <li>2. 討論会、講習会、展示会等の開催</li> <li>3. 図書、資料等を備え、その利用を図る</li> <li>4. 体育、レクリエーション等に関する集会</li> <li>5. 各種の団体、機関等の連絡</li> <li>6. 住民の集会その他の公共的利用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関する こと</li> <li>2. 地域の主体的な学びの推進に関する こと</li> <li>3. 地域の情報の収集及び発信に関する こと</li> <li>4. コミュニティ活動の場の提供に関する こと</li> <li>5. その他センターの設置の目的を達成する ために必要なこと</li> </ol>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的としない講座の開催により、身近な場所での学習機会の提供が可能</li> <li>・社会教育や人権教育などを行政の統一的な考えのもと推進することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に加え、まちづくり活動など、施設の利用の幅が広がり、有効活用が可能</li> <li>・社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっぱら営利を目的とした活動の禁止など、利用範囲への制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に対する地域の取り組み度合いの違い</li> </ul>

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～コミュニティセンター化の方向性～



Lake Biwa

### ①段階的なコミュニティセンター化

- ・地域の事情を考慮し、公民館のコミュニティセンター化を進めます。

### ②貸館の利用範囲の拡大

- ・コミュニティセンターでは、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とします。

### ③使用料の見直し

- ・コミュニティセンターの使用料はこれまでの公民館と同水準とし、市外居住者や営利目的の利用については割増料金を設定します。

### ④減免制度の維持

- ・地域各種団体や市、利用者団体などによる利用については、公益性を考慮し、現行どおり全額利用料を免除とします。

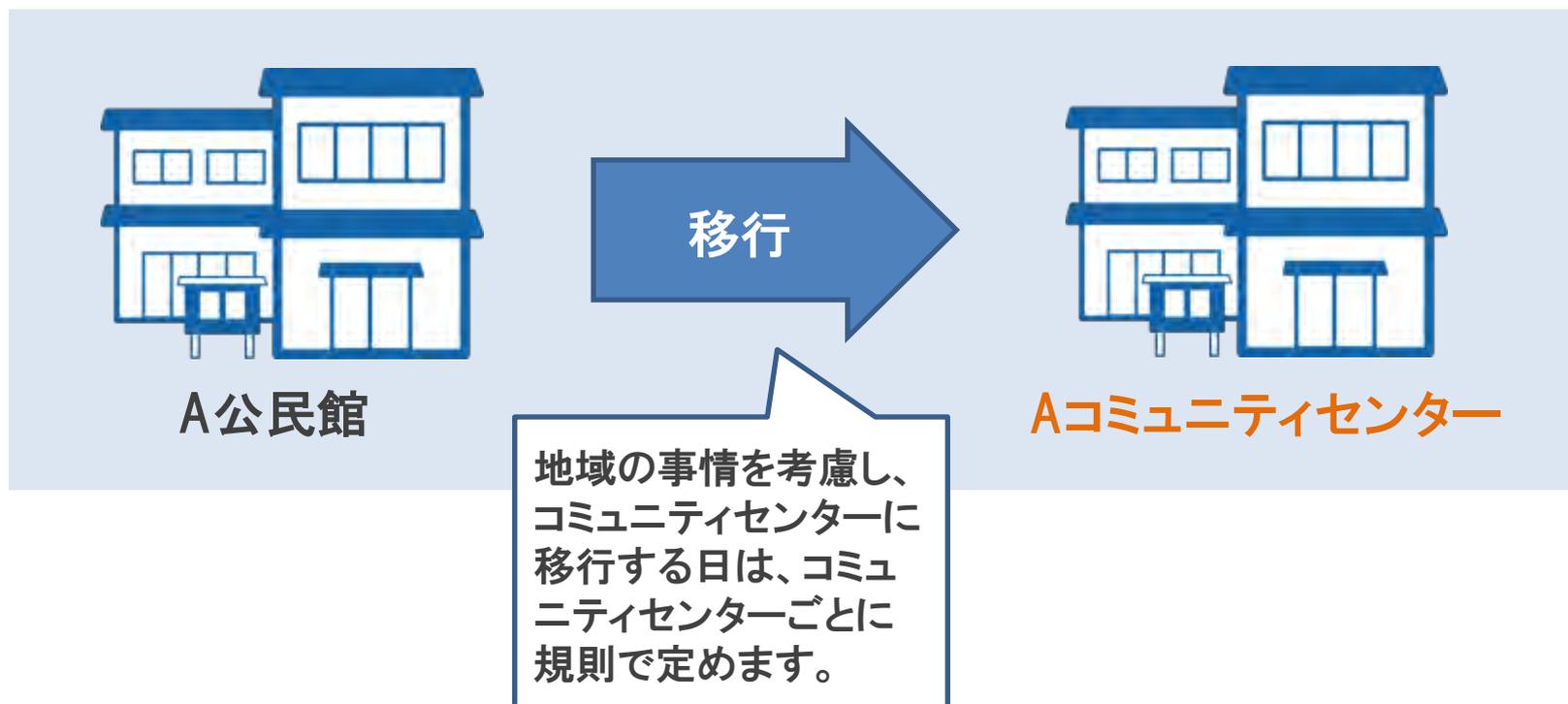
### ⑤生涯学習専門員の配置

- ・生涯学習の拠点として、地域の自主的・主体的な学びの支援を行うため、一定の期間、コミュニティセンターにも生涯学習専門員を配置します。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～①段階的なコミュニティセンター化～

公民館からコミュニティセンターへ移行する期日については、規則で別に定める日とし、移行するまでの間は、引き続き公民館として設置します。



# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～②貸館の利用範囲の拡大～



コミュニティセンターは、公の施設として、施設管理上必要な制限のみ  
設け、より自由に使える施設とします。

### 現状(公民館)

- ・専らの営利、特定の政党・宗教の支持や支援等につながる利用は禁止
- ・飲食を主目的とする利用は不可
- ・飲酒を伴う利用は不可
- ・個人的な行事での利用は不可(住民の集会施設としての位置付け)

### コミュニティセンター

- ・条例の目的(まちづくり)に沿ったものであれば、営利目的の利用を可能とします。
- ・飲食を主目的とする利用を可能とします。(施設の管理上支障が生じる場合は使用を制限します。)
- ・飲酒を伴う利用は原則不可とするが、地域行事に係るもので、センター長が認めるものは可能とします。
- ・個人での利用を可能とします。

### 新たに可能となる使用例

- ・地域住民を対象とした講演会、コンサート、著名人等の有料講座等
- ・地域住民を対象とした商品の展示・説明会等
- ・民間教育事業者によるバレエやピアノ教室の学習成果発表会
- ・地域行事に関連した懇親会
- ・児童等による放課後の学習利用
- など

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～③使用料の見直し～



### これまでの公民館の使用料と同水準

市内居住者によるコミュニティセンターの使用料は、現行の公民館の使用料と同水準とします。

### 割増料金の導入

市外居住者の利用は**5割増**、営利利用は**10割増**とします。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～④減免制度の維持～

地域の各種団体や市の利用については、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とします。

利用者団体については、現行通りの登録要件とし、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とします。

地域の各種団体とは・・・

自治会、社会福祉協議会、健康推進協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、  
体育協会、人推協、文化協会 など

## ～⑤生涯学習専門員の配置～

### 生涯学習専門員の配置

生涯学習の拠点として、地域の自主的・主体的な学びの支援を行うため、一定の期間、コミュニティセンターにも**生涯学習専門員**を配置します。



コミュニティセンター  
(市の直営)



コミュニティセンター長  
(支所長が兼務)



コミュニティセンター職員  
(支所職員が兼務)



生涯学習専門員

#### 事業内容

1. 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること
2. 地域の主体的な学びの推進に関すること
3. 地域の情報の収集及び発信に関すること
4. コミュニティ活動の場の提供に関すること
5. その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～条例の基本的な考え方～

項目	内容	備考
設置目的	地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、大津市コミュニティセンターを設置する。	コミュニティセンターは、地域課題を住民自らが解決し、住み良いまちづくりを行うための拠点として、各地域に設置します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること。</li> <li>②地域の主体的な学びの推進に関すること。</li> <li>③地域の情報の収集及び発信に関すること。</li> <li>④コミュニティ活動の場の提供に関すること。</li> <li>⑤その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>	まちづくり協議会や各種団体の支援、必要な情報や学習機会の提供、地域情報の収集と、広報紙やホームページ等による発信などを主な事業として実施します。
使用の許可の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</li> <li>②センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。</li> <li>③その他センターの管理上支障があると認められるとき。</li> </ul>	コミュニティセンターは地方自治法第244条に定められた公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設けます。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～条例の基本的な考え方～

項目	内容	備考
利用料金	会議室等の利用料金の額は、条例に掲げる額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。	上限額は、公民館での使用料と同水準となります。
利用料金の減免	市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。	地域各種団体や市、利用者団体などによる利用については、公益性を考慮し、現行どおり全額利用料を免除とします。
指定管理者による管理	センターの管理は、指定管理者に行わせることができる。	—
施行期日	コミュニティセンターへの移行は、令和2年4月1日から令和7年4月1日までの間においてそれぞれ規則で定める日から施行する。	規則で期日を定める際には、地域の意向や事情を考慮し、移行するまでの間は、引き続き公民館として設置します。



# 3 コミュニティセンターの自主運営 について

# コミュニティセンター移行の フローチャート

## 地域

・まちづくり協議会の設立とコミュニティセンターの自主運営に向けた準備

## 地域

・まちづくり協議会の総会においてコミュニティセンターの自主運営について議決

## 地域

・まちづくり協議会から市に対してコミュニティセンターの自主運営の申入書の提出

## 市

・コミュニティセンターの自主運営に資するまちづくり協議会としての審査及び指定（※指定要件は別途定める）

## 市

・コミュニティセンター移行の決定と自主運営の方法(委託、指定管理者制度)の判断

## 市

・コミュニティセンター移行のための施行期日を定める規則の制定と自主運営に向けた手続き

コミュニティセンターへの移行と自主運営の実施

# コミュニティセンターの自主運営について

## ～自主運営への段階的な移行～

移  
行

### 市直営施設

#### 公民館

- ① 市直営(業務委託無し)
- ② 自主運営試行(運営業務委託)

#### コミュニティセンター

- ③ 運営業務委託パターン1(生涯学習専門員配置)
- ④ 運営業務委託パターン2(生涯学習専門員配置なし)

### 指定管理者運営施設

#### コミュニティセンター

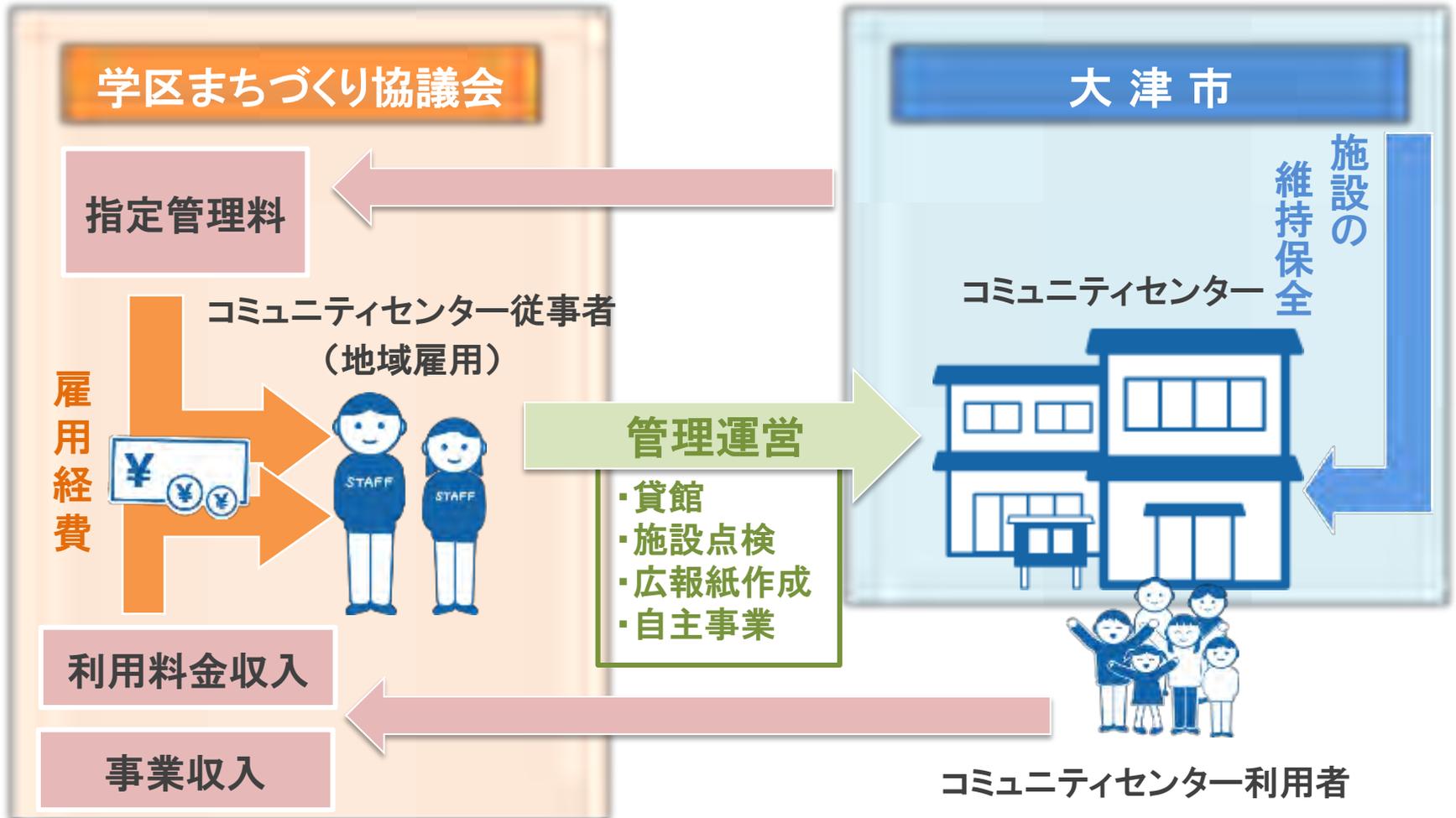
- ⑤ 指定管理者制度(市職員配置なし)

# コミュニティセンター運営のパターンと 人員体制

施設形態	運営形態	人員体制		業務分担	委託料 指定管理料	
		市	地域			
公民館	①市直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館長1名 (支所長兼務)</li> <li>・生涯学習専門員1名</li> </ul>		なし	<b>【市】</b> 公民館業務全般 <b>【地域】</b> なし	なし
		自主運営 試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館長1名 (支所長兼務)</li> <li>・生涯学習専門員1名</li> </ul>		あり 【臨時職員(週2日) 1名雇用相当分】…a	<b>【市】</b> ・下記以外の公民館業務全般 <b>【地域】</b> ・公民館講座の実施や広報紙の作成等の業務
	運営業務委託		③パターン1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセン長1名 (支所長兼務)</li> <li>・生涯学習専門員1名</li> </ul>		あり 【臨時職員1名雇用相当分】…b
④パターン2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセン長1名 (支所長兼務)</li> </ul>		あり 【臨時職員1名+嘱託職員(週4日)1名雇用相当分】…c	<b>【地域】</b> ・貸室の受付(許認可除く)や広報紙の作成、軽微な施設管理等の業務	約552万円 (c457万円× 事務管理費10%×1.1)
コミュニティセンター	⑤指定管理者制度	なし		あり 【臨時職員1名+嘱託職員1名雇用相当分】…d	<b>【市】</b> ・地域の主体的な学びやまちづくり活動の支援(本庁担当課) <b>【地域】</b> ・コミュニティセンター業務全般	約597万円 (d478万円+講座開設費+ 事務管理費等)×1.1)

・現時点の業務の範囲での委託料及び指定管理料の試算であり、業務範囲の変更に伴い金額も変更となる可能性があります。

# 指定管理者制度による自主運営のイメージ



# 市全体の自主運営移行スケジュール

